

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 13 号

**改正** 平成 21 年 2 月 13 日条例第 3 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会を設置する。

（平 21 条例 3 ・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 13 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。